

貸付料算定基準について（案）

貸付料は、次の貸付基礎額とする。

貸付基礎額

- 1 貸付基礎額は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までについては、㎡当たり●●円とする。
- 2 貸付基礎額は、上記1の期間経過後、以下により原則3年ごとに改定する。
 - (1) スライド貸付基礎額＝従前の貸付基礎額×スライド率（注）
（注）地価変動率などを踏まえ、民間精通者の意見を徴して決定する。
 - (2) (1)のスライド貸付基礎額が従前の貸付基礎額を上回っている場合
 - ・第1年次の貸付基礎額
従前の貸付基礎額×1.05 とスライド貸付基礎額のいずれか低い方の額
 - ・第2年次の貸付基礎額
第1年次の貸付基礎額×1.05 とスライド貸付基礎額のいずれか低い方の額
 - ・第3年次の貸付基礎額
第2年次の貸付基礎額×1.05 とスライド貸付基礎額のいずれか低い方の額
 - (3) (1)のスライド貸付基礎額が従前の貸付基礎額を下回っている場合
 - ・第1年次の貸付基礎額
従前の貸付基礎額×0.8 とスライド貸付基礎額のいずれか高い方の額
 - ・第2年次及び第3年次の貸付基礎額
第1年次の貸付基礎額と同額